

あらぐさ福祉会

中長期事業計画

- 1 「学び育った地域で、いつまでも豊かに暮らし続けたい」
——「あらぐさ福祉会」のめざすもの
- 2 全体事業計画
- 3 私たちが目指す暮らしの場の建設
～最重度の人が暮らせるために～
- 4 事業計画実現のために

平成 21 年 11 月 1 日制定

社会福祉法人 あらぐさ福祉会

1 「学び育った地域で、いつまでも豊かに暮らし続けたい」

—「あらぐさ福祉会」のめざすもの

「障害の重い子が通える作業所が一つくらいあってもいいのではないか」——養護学校卒業後、障害が重いという理由で通える施設がなく、在宅を余儀なくされた卒業生の家族のことに、同じ思いの親たちが集まり、多くの支援を受けて無認可施設「あらぐさ」はつくられました。ただ通う場所があればいいのではなく、将来的には「学び育ったこの乙訓で暮らし続けたい」という願いの実現をめざそうと、「あらぐさ」はスタートしました。

「あらぐさ」は、生き生きとした生活づくりのための「本人支援」と、通い続けるための「家族支援」を実施してきました。制度や仕組みがほとんどない中、土曜日曜の余暇支援、入浴支援、緊急時の一時預かりということを独自の努力で続けました。それは、どんなに障害が重くても当たり前を送りたい、通い続けたいという、本人や家族の願いを少しでもかなえるための、先駆的な試みでもありました。

「あらぐさ」設立から23年。あらぐさは法人化を実現し、独自の努力で続けてきた支援は、ショートステイ事業や居宅介護事業という公的な制度となり、当たり前にご利用できるようになってきました。また、地域で暮らしたいという願いも、ケアホームの実現で可能になってきました。

しかし、一方では障害が重いという理由で、支援を受けられない状況は今もなお依然として続いているのです。「なんで、ここにいたい（暮らしたい）」ということが、認められないのやろ。『無理』となんで言われ続けられるのやろ」と重度の障害がある方の家族は、支援を断られる現状を訴えています。設備や環境が整っていない、体制が整っていない、専門職がないなど、障害の重い人たちが支援を求めたいときに、立ちはだかる壁はまだいくつもあるのです。

どんなに重い障害をもった人も安心して暮らせる街は、「誰もが」暮らし続けることができる街になるはずです。「障害のある人が将来にわたって安心して暮らせる地域社会をめざします」という「あらぐさ福祉会」の理念実現のために、「中長期事業計画」を策定いたしました。ここで展開される居宅介護事業、共同生活介護事業などは、最重度の障害をもつ人たちが暮らし続けられるための事業であり、新たな仕組みや支援体制、居住空間を生み出す、先駆的な事業にしていきたいと考えます。

2 全体事業計画

〔目標〕 24時間・365日 暮らしを支援する事業の完成

	事業等	機能等
第1期 平成 21～ 22年度	居宅介護事業	○ヘルパー利用により、生活を充実させる。 ○家庭へのヘルパー派遣により、家庭での生活が継続できるようにする。 ○ケアホーム利用者が居宅介護を利用できるようにし、支援者の恒常的確保を可能にする。
	相談支援事業	○様々な相談を受け、必要な情報の提供や紹介、サービスの利用援助などを総合的に行い、地域での生活を支援する。
	建設用地の確保	○事業に必要な建設用地を確保する。
第2期 平成 23年度	共同生活介護事業〈第2ケアホーム〉	○自立生活へ移行する利用者を増やす。 (8名 計12名) ○緊急時対応を行う。
	短期入所事業〈ショートステイ〉	○家族のレスパイト ○利用者の自立生活訓練 ○緊急時対応
	入浴サービス事業	○入浴介護と家族の負担軽減
第3期 平成 24年度	共同生活介護事業〈第3ケアホーム〉 (短期入所事業〈ショートステイ〉)	○自立生活へ移行する利用者を増やす。 (5名 計17名)
第4期 平成 25年度	共同生活介護事業〈第4ケアホーム〉 (短期入所事業〈ショートステイ〉)	○自立生活へ移行する利用者を増やす。 (4名 計21名)
第5期 平成 26年度	共同生活介護事業〈第5ケアホーム〉 (短期入所事業〈ショートステイ〉)	○自立生活へ移行する利用者を増やす。 (4名 計25名)
第6期 平成 27年度	共同生活介護事業〈第6ケアホーム〉 (短期入所事業〈ショートステイ〉)	○自立生活へ移行する利用者を増やす。 (4名 計29名)

3 私たちが目指す暮らしの場の建設 ～最重度の人が暮らせるために～

1. 障害の特性と集団生活の課題に合わせた建物の建設

障害によって、必要となる生活環境は変わってきます。集団で生活しやすい生活空間は1人1人の障害によっても異なってきます。

そのため、障害のある方の集団での暮らしの場を実現するためには、独自の設計・建設で、快適、安全に暮らせるための設備や環境を整えなければなりません。車椅子を利用する人、自閉症の人、知的障害の人、そこに暮らす人に応じて、平屋であったり、2階建であったり、建て方や間取りを考える必要があります。「建物に合わせて人が暮らす」のではなく、「そこに暮らす人に合う建物」をつくります。

2. 1つのエリアに5棟のケアホーム ～集合型ケアホームの可能性

ケアホームをあえて、敷地内に5棟建てることで、いくつかの可能性を考えます。それはそこで暮らす人たちの生活の質です。365日の生活づくり。複数支援体制。そして何よりも、暮らしに広がりができます。帰宅後の生活。休日の暮らし。1棟のケアホームではできない暮らしづくりができると考えます。また、そうなるように支援内容や方法を検討します。

3. 1つ1つのホームに特徴を

① 車椅子での移動ができる平屋 ～夜間の見守りも可能に

〔平成23年度〕 予定定員 8名（男性 女性）

② コンパクトな2階建て ～自分の空間をわかりやすく

〔平成24年度〕 予定定員 5名（男性）

〔平成25年度〕 予定定員 4名（女性）

③ 動線がからまない居室・廊下の配置 ～防音にも工夫

〔平成26年度〕 予定定員 4名

〔平成27年度〕 予定定員 4名

④ ショートステイの併設

〔各年度〕 各棟 予定定員 1名

4. 地域の方々との交流と共同利用

地域の中での暮らしが根付いていくように、地域の方々との交流や施設の共同利用などを考えます。

4 事業計画実現のために

「あらかさ福祉会 中長期事業計画」は、「学び育った地域で、いつまでも豊かに暮らし続けたい」という、“ごく当たり前の願い”を実現するために、障害が重い人でも暮らせる場をつくろうとする、私たちの“新しい挑戦”です。

障害の重い人が暮らせる地域と暮らしの場をつくるためには、暮らしの場の施設・設備や支援体制の充実はもちろんのこと、共に暮らす地域の方々の理解と協力なしには実現しません。さらに、福祉と医療、生活に関わるサービスの連携や、障害の重い人の暮らしを支える新たな制度を生み出す必要もあります。このようにしてできた人々や制度の新たなネットワークは、だれもが大切にされ、暮らし続けることができる地域づくりの取り組みでもあると考えます。

そのために、次のことがらを大切にしております。

- (1) 「地域で豊かに暮らしたい」と願う障害のある人たちと家族の声を大切に、反映できるように事業の具体化と展開を図ること。
- (2) 私たちの願いを地域の方々に理解していただき、地域の社会資源をつくる共同した事業となるよう、多様な形で取り組みを進めること。
- (3) 私たちの事業計画を地域に必要な障害福祉のニーズとして、行政の理解と必要な支援を得ること。
- (4) 事業の実現のため、法人・職員、利用者・家族、後援会員等の総力が結集できるよう、必要な組織を設けること。

以上

あらぐさ福祉会の理念と基本方針

《 理 念 》

「あらぐさ」は、「どんなに障害が重くても、乙訓でこの子を育てたい、暮らさせたい」と強く願う親たちが力を合わせて生み出しました。社会福祉法人あらぐさ福祉会は、その願いを引き継ぎ、発展させ、障害者が豊かに、安心して暮らせる地域社会をめざします。

- ・ どんなに障害が重くても一人ひとりの人格を尊重します。
- ・ 一人ひとりの生き生きとした生活と社会参加活動を通して、人間としての豊かさや生きがいを支援します。
- ・ 障害のある人が将来にわたって安心して暮らせる地域社会をめざします。

《 基本方針 》

- ・ 一人ひとりを大切に、障害の状況に合わせた活動、地域生活づくりをきめ細やかに支援します。
- ・ 地域の住民、団体と連携し、交流を深めて協力共同の関係をつくります。
- ・ 親亡き後も、誰もが安心して暮らせる「生活の場づくり」に取り組みます。
- ・ 「利用者が主人公の施設」を基本に、民主的で地域に開かれた運営をすすめます。